福山市都市ブランド戦略推進協議会規約

（名称）

第１条　本協議会は，福山市都市ブランド戦略推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（所掌事務）

第２条　協議会は，次に掲げる事務を所掌する。

　(1) 福山市都市ブランド戦略（２０１４年（平成２６年）３月３１日策定，以下「戦略」という。）の推進に必要な企画，立案，実施に関すること。

　(2) 戦略の見直し，評価に関すること。

(3) 戦略の普及，啓発，情報発信に関すること。

 (4) ブランドの認定に関すること。

　(5) ブランド認定マークの使用に関すること。

(6) 事務に係る予算の決定に関すること。

(7) 事務に係る決算の承認に関すること。

　(8) その他，戦略の推進に必要な事項に関すること。

２　前項第４号の認定は，別に定める福山市ブランド審査委員会の審査を経るものとする。

（構成員）

第３条　協議会の委員は，別表に掲げる団体が推薦する者で構成する。

（会長，副会長，監事及び会計責任者）

第４条　協議会に会長１人，副会長１人，監事２人及び会計責任者１人を置く。

２　会長，副会長，監事，会計責任者は，委員の互選により定める。

３　会長は，会務を総理し，協議会を代表する。

４　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

５　監事は決算書類の監査に当たる。

６　会計責任者は，出納の管理及び会計帳簿の整備を行う。

（会議）

第５条　協議会の会議は，会長が招集し，その議長となる。

２　協議会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。

４　会長は，必要と認めたときは，協議会に有識者等の出席を求め，その意見を聞くことができる。

（会長の専決処分）

第６条　協議会を招集する暇がないとき，又は軽易な事項については，会長は，その議決すべき事項を専決処分することができる。

２　会長は，前項の規定により専決処分したときは，次の協議会の会議においてこれを報告し，その承認を求めなければならない。

（事務局）

第７条　協議会の事務局は，福山市市長公室情報発信課に置く。

（経費）

第８条　協議会の経費は，負担金及びその他の収入をもって充てる。

２　協議会の委員の報酬については無償とする。

（会計年度）

第９条　協議会の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わるものとする。

（雑則）

第１０条　この規約に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が別に定める。

附　則

この規約は，２０１４年（平成２６年）６月２６日から施行する。

この規約は，２０１５年（平成２７年）３月２５日から施行する。

この規約は，２０１６年（平成２８年）４月１３日から施行する。

この規約は，２０１７年（平成２９年）４月１３日から施行する。

別表（第３条関係）

福山明るいまちづくり協議会，公益社団法人福山観光コンベンション協会，福山市，福山市自治会連合会，社会福祉法人福山市社会福祉協議会，福山市商工会連絡協議会，福山市女性連絡協議会，公益財団法人福山市体育協会，福山市農業協同組合，福山市ＰＴＡ連合会，福山商工会議所，福山食ブランド創出市民会議，福山市立大学，一般社団法人福山青年会議所，福山大学，福山物産協会，福山文化連盟，連合広島福山地域協議会